

令和8年

文教委員会会議録

とき 令和8年2月24日

品川区議会

令和8年 品川区議会文教委員会

日 時 令和8年2月24日(月) 午前10時00分～午後1時58分

場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員	委員長	つる 伸 一 郎	副委員長	筒井 よう すけ
	委員	まつざわ 和 昌	委員	若林 ひろ き
	委員	のだて 稔 史	委員	高橋 しん じ
	委員	横山 由 香 理		

出席説明員	伊 崎 教 育 長	米 田 教 育 次 長
	船 木 庶 務 課 長	石 井 学 務 課 長
	酒 川 指 導 課 長	丸谷教育総合支援センター長
	佐藤子ども未来部長	上野子ども育成課長
	柴田子ども施策連携担当課長	吉野子ども家庭支援センター長
	芝野保育入園調整課長	佐藤保育事業担当課長

○つる委員長

ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 議案審査

(1) 第18号議案 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(8) 第37号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(9) 第38号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○つる委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。

初めに、(1)第18号議案、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、(8)第37号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および(9)第38号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3議案を議題に供します。

これら3議案につきましては、関連する内容のため一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○酒川指導課長

では、第18号議案、第37号議案および第38号議案について、一括で説明させていただきます。

初めに、第18号議案、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明いたします。

本案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行による学校教育法等の改正に伴い、関係する条例の規定を整備するものであります。

改正内容としましては、次の4つの条例中、学校教育職員の定義において、主務教諭の文言を追加いたします。1つ目、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、2つ目、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、3つ目、学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例、4つ目、学校教育職員の旅費に関する条例。

なお、品川区では、東京都に準じて、一般の教諭とは職務の困難度・職責が異なる職として、3級職に当たる主任教諭を既に設置しており、運用上は引き続き主任教諭の名称で扱うものといたします。

本条例は、令和8年4月1日より施行いたします。

続いて、第37号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本案は、学校教育法の改正、東京都における学校教育職員の給与条例の改正および品川区における職員の給与条例の改正を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、第1点目に、主務教諭の追加であります。こちらにつきましては、先ほど

第18号議案において説明いたしました内容と同様になりますが、学校教育職員の定義において、主務教諭の文言を追加いたします。

第2点目に、管理職給料表の改定であります。東京都の教育管理職に係る給与制度の見直しを踏まえ、固有教員についても5級職および6級職の職員を対象に、給料月額の初号水準を引き上げる改定を行います。

第3点目に、管理職員特別勤務手当の改正であります。国家公務員との均衡を図るため、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員に係る管理職員特別勤務手当が見直しされたことに伴い、固有教員においても同様の改正を行います。具体的な内容としましては、管理職員特別勤務手当について、週休日等以外の日の支給対象時間を拡大する改正を行います。

本条例は、令和8年4月1日より施行いたします。

最後に、第38号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

国家公務員との均衡を図るため、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員に係る管理職員特別勤務手当が見直しされたことに伴い、幼稚園教育職員においても同様の見直しを行います。

具体的な内容としましては、先ほどご説明いたしました固有教諭の内容と同様になります。

本条例についても、令和8年4月1日より施行いたします。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回、主務教諭というのを新たにつくるということで、まずそこを伺っていきたいと思うのですけれども、今回、主務教諭がつくられた理由、背景を伺います。

それと、東京都では既に主任教諭というのがあるということで、運用上は主任教諭の名称で扱うということですが、主務教諭と主任教諭の関係がどうなるのか伺いたいと思います。

それと、一般の教諭と主任教諭だと、給与はどのくらい違うのか伺います。

今、主任教諭は何人いらっしゃるのか伺います。

○酒川指導課長

背景としましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正で、より困難な職務に当たる職員の待遇改善ということがございます。

主任教諭と主務教諭の関係でございますけれども、既に20年ほど前から、一般の教諭よりもより困難な職務を遂行する職として主任教諭というものが置かれておりますので、今回、主務教諭についても、例えば情報教育の推進、地域連携の推進、防災安全教育の推進など、各学校の実情に応じて困難な仕事に当たらせるということで、引き続き主任教諭を主務教諭に代えるということでございます。

それから給与についてでございますが、これは主任教諭になる前の教諭の段階の給料表によりますので、個人によって差がありますが、4万円から5万円程度変わるものと捉えています。

現在、品川区には、主任教諭は400人ほど存在しております。

○のだて委員

理由については待遇改善というお話だったのですけれども、それで待遇改善になるのかというところがあります。都は既に主任教諭ということでやっていますけれども、この役職ができることで、業務負

担の増大が懸念されています。国が進める中で、都がやっている主任教諭を参考にされたみたいですが、全日本教職員組合の調査では、全国でも東京の超過勤務が多いということで、待遇改善していると思いますが、いかがでしょうか。主務教諭と主任教諭の関係性が分からなかったのですけれども、今回、東京都では元から主任教諭がいるということで、主務教諭は置かない、主務教諭の代わりが主任教諭でいいのかを確認させていただければと思います。

あと、給与は、4万円から5万円違うと結構違うという感じがしたのですけれども、これは月額ですか。同じ年齢・同じ経験年数の場合、これだけ違うのか伺います。

○酒川指導課長

業務負担は、より困難度の高い仕事を任されるので、教諭の段階よりは上がると思われそうですが、東京都においては、選考試験でより優秀な人材を主任にしておりますので、そういった業務を遂行し得る教員を充てております。負担という意味では、そういった能力を有する教員が当たっているということ、それから学校において、主任教諭にいろいろな業務が偏ることを避けるために、業務分配をしておりますので、そういった点で一主任教諭の負担が増大するようなことは避けております。それから、品川区全体で見ますと、時間外勤務の時間数は国の目標を既に下回っておりますので、主任教諭についても大きな負担になっているとは認識しておりません。

それから、主任教諭を置くことで主務教諭に代えるので、東京都においては、品川区でもですけども、主務教諭の職が学校の中にあるわけではないという、お見込みのとおりでございます。

それから、給与ですが、年度ごとの昇給に加えて、業績評価によって昇給額が決まっていますので、先ほどから申し上げておりますとおり、同じ年に主任教諭になったとしても、給料表によって給与は個人個人異なることとなります。

○のだて委員

最後の給与の違いは、つまり、単純には比較できないという答弁と認識いたしました。

業務が主任教諭に偏ることがないように区ではやっていらっしゃるということですが、結局主務教諭をつくることで、階層が生まれて分断が生まれると思うのです。教員同士の協働を困難にしてしまう、上下関係ができてしまうと思うのです。本来、子どもの成長を教員同士一緒に見守っていくということでは、そうした階層をつくるべきではないと思います。実際、分断が生まれると思うのですけれども、いかがでしょうか。

品川区で選考試験を何度受けても受からない方もいるそうなのですが、別の学校に行ったらすぐに受かったそうなのです。そうした中で、校長などの管理職から嫌われたら受からないという声まで聞きました。こうした実態を区はつかんでいるのか伺います。

○酒川指導課長

確かに職層が1つ増えることで、上下関係ができるということは言えると思っておりますけれども、主務教諭ですけども、教諭層の育成サポートを担っておりますので、分断が生まれているとか差別が生じているといった状況については把握しておりません。

それから選考試験についても、管理職に嫌われることによって不利になるというようなことも、こちらとしては把握していないところでございます。なお、論文よっての選考になります。

○のだて委員

そうしたことは把握していない、選考は論文によるということですが、あと選考基準はその間の実績も含まれると思うのですが、そうすると、論文だけではないところで管理職の覚えがいい人が受

かっていくことになっていくと思うのですが、改めて伺いたいと思います。そうしたことはやはりあってはいけないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○つる委員長

今の質問は、さっき答弁が既にあったので、別の質問にしてください。

○のだて委員

把握していないということなので、把握していただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

選考試験がだんだん難しくなっていると聞いたのですが、なかなかできないということもあって、私は主任ではないから主任の人がやったらいいとか、あるいは主任だからこれをやってほしいなどの話もあって、やはり分断を生んでいると私は聞いております。ぜひこうした声を区も聞いていただきたいと思うのです。実態を把握していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○酒川指導課長

もちろん不当な理由で合格できないという状況は避けていきたいと思いますが、また、これは東京都が行う選考ですので、そちらとも連携していきたいと思っています。

主任だからやる、主任ではないからやらないというようなことについては、校長・副校長が学校管理職として学校の中で責任を持って運用していくものだと思っております。当然ながら、そういった職員の業務態度に関する相談があった場合は、こちらも把握し、改善に努めていくものでございます。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第18号議案、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○筒井副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○のだて委員

新たに主務教諭を追加することは、教員の間には階層化と分断を生み、教員同士が対等な立場で協働することを困難にするおそれがあります。実際に影響が出ているということで先ほど言いました。また、業務負担の増大も懸念されます。階層化を条例に位置づけるものですので、反対です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○横山委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第18号議案、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○つる委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第37号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○筒井副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○のだて委員

管理職の処遇改善は前進面ではありますけれども、主務教諭を新たに追加するのは、第18号議案と同様の理由で、やるべきではないと考えますので、反対です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○横山委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第37号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○つる委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第38号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○筒井副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○のだて委員

処遇改善ですので、賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○横山委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第38号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(2) 第19号議案 品川区立児童センター条例の一部を改正する条例

(4) 第21号議案 品川区立保育所条例の一部を改正する条例

○つる委員長

次に、(2)第19号議案、品川区立児童センター条例の一部を改正する条例および(4)第21号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例の2議案を議題に供します。

これらの議案につきましては、関連する内容のため一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○芝野保育入園調整課長

それでは私から、第19号議案、品川区立児童センター条例の一部を改正する条例および第21号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例について、一括してご説明させていただきます。

S i d e B o o k s の資料1-2および1-4をご覧ください。

初めに、1. 改正理由でございます。(1) 三ツ木保育園につきましては、児童福祉法に定める公私連携型保育所制度を活用した民設民営園への移行に伴い、品川区立保育所条例から名称および所在地を削除するものでございます。なお、本件につきましては、昨年11月25日の文教委員会において進捗状況をご説明させていただきましたが、今回、公私連携保育法人候補者を選定させていただきましたので、後ほどご説明させていただきます。

次に、(2) 東五反田保育園・児童センターですが、改築工事に伴い、本施設から旧第一日野小学校跡地内の仮施設へ移転するため、両条例の所在地を変更するものでございます。

続きまして、2. 改正内容でございます。(1) 三ツ木保育園につきましては、削除する施設名称が品川区立三ツ木保育園、所在地は品川区西品川一丁目9番18号、施行期日は令和8年4月1日でござ

います。

(2) 東五反田保育園・児童センターは、所在地が品川区東五反田五丁目24番1号から品川区西五反田六丁目6番18号に変更となります。施行期日は令和8年7月21日でございます。

3. 新旧対照表につきましては、Side Booksの12ページから16ページの別紙2のとおりでございます。ただいまご説明させていただきました点を改正する形となっております。

議案に係る説明は以上でございますが、先ほどの三ツ木保育園の公私連携保育法人候補者選定結果についてご報告させていただきます。Side Booksの2ページ、別紙1をご覧ください。

1. 対象施設につきましては、記載のとおりでございます。

2. 公私連携保育法人候補者ですが、(1) 法人名称は、ライクキッズ株式会社、(2) 代表者および(3) 所在地につきましては、記載のとおりでございます。

3. 協定締結期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となります。

4. 公私連携保育法人候補者の選定につきましては、引き続き区の保育理念を継承した安定的な保育園運営の実施を求める観点から、現行の運営事業者を第一候補者として審査を行いました。審査は、品川区指定管理者制度活用に係る基本方針の規定に準じ、本年1月16日開催の選定予備委員会での審議を経た後、1月26日開催の選定委員会にてプレゼンテーションおよびヒアリングを実施した上で、総合的に審議し選定を行っております。

5. 公私連携保育法人候補者の選定までの経緯につきましては、別紙1-2、選定結果等報告書にまとめさせていただいております。Side Booksの6ページ、報告書の1ページをご覧ください。

6. 選定理由につきましては、新卒採用の推進や研修の充実など、職員の人材確保・定着支援に向けた体制が構築されており、児童虐待や不適切保育の防止を重視する姿勢も認められる点や、これまでの5年間の施設運営実績から、今後も公私連携保育法人として、継続的かつ安定的な保育園運営が期待できる事業者であることを理由としております。

選定予備委員会および選定委員会における選定経過につきましては、報告書の2ページ以下に記載がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

Side Books 2ページ、別紙1にお戻りください。最後に6. 今後のスケジュールでございますが、本定例会におきまして、条例改正のご議決をいただきました後、協定書の締結を行い、4月からの移行・運営開始を予定しております。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回の条例変更で、三ツ木保育園を品川区立保育所条例から削除するという事で、そうすると三ツ木保育園は公立ではなくなるということでもいいのか、そこを確認させていただきたいと思います。

それと、自治体の保育の実施責任があると思うのですけれども、今回こうした民営化を進めていくのは、保育の実施責任を後退させていくものと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○芝野保育入園調整課長

2点ご質問いただきました。

1点目の位置づけになりますが、こちらは民設民営の保育所に変更になります。

あと、品川区の保育責任でございますが、こちらは公私連携型の法人になりますので、引き続き協定書内で品川区の保育理念をしっかりと継承させていただき、運営についてもしっかりとモニタリングをさせていただきながら進めていきますので、品川区の実施責任は引き続き担保する形と考えております。

○のだて委員

条例から三ツ木保育園の名称が削除されるこの条例案を見まして、本当に公立ではなくなるのだと感じました。

理念は継承していくということで、保育の実施責任も協定によって残るということですが、やはりそこは、公立ではなくなると、後退させるものだと思うのです。実施責任との関係で、三ツ木保育園を廃止することをどのように認識されているのか伺いたいと思います。

併せて、公私連携型保育所になると何が変わるのか伺いたいと思います。

○芝野保育入園調整課長

実施責任についての引き続きのご質問をいただいております。実施責任ですが、具体的に言いますと、モニタリングをしっかりとやらせていただく、保護者へのアンケート、第三者評価、そして最終的に運営委員会に品川区がしっかりと関与させていただきながら、モニタリングをさせていただきたいと思っております。その上で、改善点がございましたら、事業者にお伝えさせていただきながら、運営を進めていきたいと考えております。

公私連携型に変わった段階で、どのようなところが変わってくるのかでございますが、公私連携型はポイントが3つございまして、保育理念は引き続き継承させていただきますので、品川区の保育理念の継承は進められます。事業者の安定的な園運営は、法で定められた無償貸与という形で、無償で土地・建物をお貸しします。こちらは事業者の安定的な園運営に資するものになるということと、あと、協定締結期間中の効果検証をしっかりとやらせていただきまして、基本的には品川の今の公立保育園の理念を承継させていただくというのが1点。それで、特定財源が望めますので、経済的・財政的な効果は少し変わってくる。品川区にメリットがあると考えております。

○のだて委員

協定などを結んで、モニタリングもやりながらということでしたけれども、やはりだんだんと自治体の保育の実施責任を後退させて、その下で民間への保育の市場化を進めていると私は受け止めています。そういった認識が区としてはあるのかどうか、そこも伺います。

公私連携型保育所ということで、先ほど今と変わる点をお話しいただきましたけれども、今回、事業者の選定がライクキッズ株式会社ということで、今まで運営してきたところが選定されているということだと思います。人件費比率ですとか離職率、また、勤続年数とか保育士の経験年数とか、そういったところを伺いたいと思います。

今回、2回目の候補者選定委員会では、委員の意見として、事業者の運営規模や過去の施設運営実績を鑑みて、安定的な運営が期待できると述べられているわけですが、これが実際にどういう規模で、どういう実績だから継続的かつ安定的だということなのか、具体的に区が分かっているのか、伺います。

併せて、その意見の中で、公共性・公益性の高い事業の実施に向けた取組を期待したいと書かれているのですが、具体的には何を求めているのか、伺います。

○芝野保育入園調整課長

1点目、民間への移行に伴って保育の質が落ちてしまうのではないかとご質問かと思いますが、こちらは認可保育園でございますので、保育の質はしっかりと守っていききたいと考えているのが品川区

の考えでございます。

2点目のライクキッズ株式会社自体の離職率、勤続年数でございますが、こちらは資料を提出させていただいておりますが、離職率は、申し訳ございません、資料はございません。そして勤続年数につきましては、提案書で平均約5年と報告をいただいております。

候補者選定委員会の中で、規模とか実績、どの辺を見ているかでございますが、ライクキッズ株式会社は全国的に非常に大きな会社でございます、全国展開をしています。品川区でも今、公設民営を合わせて5園運営していただいておりますので、こちらの実績も見せていただくということでございます。あと、経営分析もさせていただいておりますので、そちらの分析も見て、しっかりとした会社ということで選定をさせていただいております。

そして、公共性・公益性の考え方でございますが、今いろいろ区で取り組んでいるところがございません。例えば小学校との連携ですとか防災関係、地域との交流、こういうところも、地域の子育て施設という観点から、しっかりと運営の中にそれを取り込んでいただくことを目的に、公共性・公益性を、今後、事業者と一緒に詰めていきたいと考えております。

○のだて委員

勤続年数は5年ということで、以前の質問の中では、区立だと勤続年数は12.9年、株式会社では6.3年で、やはり職員の勤続年数も区立と私立で変わっていると。民間は約半分になっているということです。実際、今回のライクキッズ株式会社も5年で、やはり保育士の方々が安心して長く働き続けられることが保育の質にも大きく関わってくると思います。そうしたことが子どもたちの成長・発達を見守って豊かな保育を実施していく土台になると思いますので、民営化は進めるべきではないと言っておきたいと思います。

○つる委員長

ほかにもございますか。

○高橋（し）委員

先ほど特定財源が望まれるというお話だったのですが、三ツ木保育園は80人ぐらいの規模だと伺っています。そうすると、大まかな数字でいいのですが、区の財政負担は今までこれぐらいだったけれども、特定財源やそのほか補助金等でどのぐらい区の負担が減るのか分かる範囲で結構ですので、具体的な数字が分かれば知りたいのでお願いします。

○芝野保育入園調整課長

区側の財政負担の件でございますが、現在、運營業務委託費として年間1.6億円程度、区負担を一般財源から支出しております。公私連携型保育所に移行した場合、特定財源が見込まれるので、区負担としては年間7,000万円程度になるという試算をしております。そのため、年間で約9,000万円の財政負担軽減が見込まれているということでございます。

○高橋（し）委員

財政のことだけお尋ねするのですが、9,000万円の財政負担の軽減について、公私連携型を導入する一つの大きな理由だと思うのですがけれども、9,000万円削減になることについて、区としてどのようにお考えですか。

○芝野保育入園調整課長

9,000万円削減というのは非常に大きな効果だということもございますが、公私連携型に移行することによって、保育の質が落ちてしまうとかそういうことがあっては制度の趣旨から外れてしまいま

すので、こちらはしっかりと担保していきたいと考えております。

○高橋（し）委員

後段でご説明いただいたように、公立でなくなることで保育の質がというところについては十分に留意して、先ほどからご説明いただいていますけれども、そこはきちんとやっていくと理解していますので、こういった財源についての考え方は、今後、いろいろな支出が増えていく中でとても重要だと思うので、今お話があったような形で、公私連携型については、質を担保するのはもちろん前提条件で、進めていただければと思います。

○つる委員長

ほかに。

○まつざわ委員

要望ですけれども、先ほどのだて委員からありました公共性・公益性の部分で、私もやはり園内保育だけにとどまらず、例えば園内解放とか、子育て世代の相談支援といったものを、三ツ木保育園が地域福祉の拠点になるような、何かそういった取組はぜひ区から要望していただけたらと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○筒井副委員長

そもそも公私連携型保育所制度は、財政負担の軽減というメリットとかそういうものがありながらも、完全に民営化してしまうと不安だという声もあるので、その両方のバランスをとった制度だと思っているのですけれども、その他、公私連携型保育所制度の捉え方、意味合いを改めて教えてください。

○芝野保育入園調整課長

公私連携型保育所の意味合いは、今副委員長からご説明ありましたとおりの内容でございまして、完全なる民間の保育園ではなく、行政が協定をもってしっかりと関与していく。品川区の保育の質をしっかりと承継していく、こちらのやり方の1つとして、通常の民設民営とは違う視点で進めていくのがこの制度の概要でございます。

○筒井副委員長

それで、土地・建物は無償貸与していくということなのですが、修繕とか、その点、建物もだんだん傷んでくると思うのですが、それは民間事業者が負担するのですか。土地・建物の維持管理とか将来的な修繕の負担はどちらなのかを教えてください。

○芝野保育入園調整課長

建物の維持管理でございますが、こちらは事業者側に負担させる内容で協定を結ぶ予定でございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○若林委員

指定管理者の意向にのっとってのご案内がありましたけれども、これは何を意味しているかご説明をまずお聞きするのが1つ。

あとは、選定結果等報告書の中身で、先ほど来何回か、自治体の関与ということが非常に強調される公私連携型保育で、そうすると、ほかの私立保育園とかとは全く異なる関与で、自治体の課の関与は具体的にどういうものになるのかを教えてくださいたいのが2つ目です。

あとは、選定予備委員会と選定委員会で、子ども未来部長のみがダブっていて、当然、ある意味、委

員の顔ぶれは全く違うという中で、得点率を見ると同じ78%、これについて、選定側としてどういう意味を感じておられるのかというのが3つ目です。

あとは、選定予備委員会の委員の意見で、これは日本語としてどのように読んだらいいのか分からないのですが、一番最後の公私連携保育法人に移行するにあたり、具体的な提案内容を確認したいというのが、選定委員会に向けて本格的な提案が出てくるので、それを確認するという意味なのか、既にこの時点で当然提案内容が示されて、それが実際に公私連携型に移行したときに、行政の関与もしっかり行いながら、その進捗状況を確認したいという意味なのかを確認させてください。それが4つ目。

もう1つ、全部聞いてしまいます、選定委員会の委員の意見で、ここが提案としては1つ特記されていると思うのですが、3番目のところで、防災の関係で提案がされていると、防災士の資格取得を奨励するなど、地域の防災力向上に向けた具体的な取組みが提案されていると強調されておりますので、どんな提案内容なのかも教えていただきたいと思っております。

○芝野保育入園調整課長

5点、質問をいただきました。

まず1点目の指定管理者との関係でございますが、指定管理者制度の選定の方法に準じて今回候補者を選定させていただいております。指定管理者も予備委員会を経て本委員会という形で選定しておりますので、それに準じてということでございます。

2つ目の、私立保育園でやっている自治体の関与の件でございますが、先ほども少し申し上げましたように、通常の私立保育園は、私立保育園の創意工夫を伴って運営をしていただくのですが、それに加え、公私連携型は区の理念も一緒に入れていただく。私立保育園のよい点も踏まえて、それプラス区立の保育理念と一緒に融合させながら、よりよい園にしていく。区の関与が入ってくるという点で、普通の私立保育園とは違うという状況になっております。

あと、3点目、予備委員会、選定委員会での得点率でございますが、予備委員会の結果は選定委員会にもしっかりと伝えてございます。得点率も伝えておりますので、結果的にこの点数になったということで、選定委員会の方は外部の専門家も交えてやっておりますので、一定程度、選定予備委員会の結果を踏まえていただいたと考えております。

4点目、選定予備委員会で出てきた具体的な提案内容を確認したいということでございますが、選定予備委員会は書面審査がメインになってございます。書面をしっかりと読み込んで委員会を運営させていただいておりますが、まだ具体的に分からない点とか不明な点がございまして、それを本委員会できちんと確認しようという趣旨の下、この文言が記載されているものでございます。

最後に、防災関係です。選定委員会で防災関係の評価ということで書かれてございますが、具体的には、区が主催する防災訓練等に参加していこうということで、今、準備を進めているということと、あと、研修等も品川区で実施しておりますので、とにかく地域の防災をまず知って、どこまで協力できるかを一緒に考えていくということの評価されているものでございます。

○若林委員

最初の指定管理者制度の選考方法に準じてとは、どこが決めたのでしょうか。そこは確認したいと思います。

○芝野保育入園調整課長

指定管理者制度については企画経営部がしっかりとガイドラインをつくっております。公私連携型は、法律では選定方法については具体的に示しておりません。こちらで5年間の効果検証を、指定管理者制

度も原則5年ということを進めているところではございますが、その後、指定管理を更新する際に、しっかりとガイドラインに基づいてやっている。それが今回の公私連携型の選定方法に一番合致しているという考え方を基に、今回採用させていただいているところでございます。

○若林委員

そうすると、子ども未来部で決定して、区の執行部も了解したということということで認識したいと思いますが、お聞きします。

○芝野保育入園調整課長

そうです、きっちりとトップまで決裁を取りまして、区の決定として今回の選定を行っております。

○つる委員長

ほかに。

○横山委員

1点、文教委員会で報告があったと思うのですが、そのときにインセンティブの付与とあったのですが、確認なのですが、インセンティブの付与はどういった内容で最終的には確定しているのか、土地と建物なのか、設備面も何かあるのか教えてください。

また、5ページですけれども、児童虐待や不適切保育の防止についてとあるのですが、多分入っていると思うのですが、子どもの事故の予防の観点で、施設の管理ですとかそういった面もしっかりやっていただきたいと思うのですが、その辺りは区とどのような形で話合いが行われていて、どのような形で取り組んでいくということを確認できているのかを確認させてください。

また、こちらの事業者の独自性を発揮した保育を提供するというところで3ページに書いてあるのですが、食育への取組というところ、具体的にどういった独自性があるのかということも確認させてください。

○芝野保育入園調整課長

まず、インセンティブの考え方でございますが、委員からご説明ありましたように、土地・建物を無償で貸与することによって、安定的な経営に資することを主目的としております。

次に、児童虐待の取組でございますが、こちらにつきましては、提案書でいただいているのですが、複数人保育の徹底とか、あと、定期的な研修の実施、園全体でこれに対しては積極的にしっかりと取り組んでいこうという考え方を示しておりますので、年度が変わって公私連携型になっても、区も関与しますので、しっかりとモニタリングをしていきたいと考えております。

3つ目の独自性でございますが、特に食育にはかなり力を入れておりまして、まず自園調理はすぐ売りで、引き続きやっていく、食べ物がどういう材料でできているのか、要するに野菜とかを育てて、そこから始めようと園内で栽培して、育てて、それを調理して食べているという、食育をしっかりとやっていこうというのがまず見受けられる点が独自性になると思います。

○横山委員

児童虐待はやっていただくと確認していたのですが、質問したのが、子どもの事故の予防の部分、例えば子どもの事故の予防について、研修であるとか、あとハード面の整備、そういった両面で子どもの事故の予防は大切になってくると思いますので、その辺りも区として研修を充実していただくような働きかけであったり、ハード面の整備であったりは事業者でやっていただくお話になると思いますので、そうしたところも、区内のほかの園ですとか、区としてこうした環境を整えてほしいということをしつかりと伝えていただきたいという趣旨だったので、その辺りはいかがでしょうか。

○芝野保育入園調整課長

保育園の事故予防については、しっかりと連携をとりながら、事業者任せにしないというのが第一にありますので、しっかりと機会を捉えて、こちらでも働きかけを行っていきたいと考えております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○若林委員

東五反田保育園・児童センターを忘れていました。東五反田から西五反田の地ということで、種地があつて、よかつたと思います。それで、保育園の保護者は、保育園の移動で大変になる方、また、逆に近くになる方、様々だと思ひますけれども、そこら辺、当然しっかりとケアはされていると思ひますので、よろしくお願ひしたい。

それはお願ひするというこゝで、児童センターは行きたい子どもたちが行くということゝで、これだけの都会の、また、川を挟んで、国道を挟んでとなつたとき、7月21日、7月・8月以降、実際に移つたときに、今、東五反田に通つている子どもたちの変化、顔ぶれが変わつてくるところもあると思ひうのですけれども、そこら辺の見込み、見通しはどう考へていらつしやるかというのが1つ。また、ケアすべきなのはどのういところと考へていらつしやるのかというのが1つ。

それから、西五反田に移るというこゝで、第一日野小学校、それから教育総合センターは関係ないか、プラネタリウム、幼稚園・保育園があります。東五反田のときは、周りにはそういう子どもの教育関連施設はなかつたと思ひうのですけれども、そういう環境に移るというこゝで、そんなに何年もここにいらつしやるわけではないのですが、新しい環境の中でどのように事業展開を考へておられるのか、お考へは聞ひておきたいと思ひます。

○上野子ども育成課長

2点ご質問いただいたと思ひます。

1点目、児童センターの移転に伴つて、子どもたちの顔ぶれが変わる見込みについて、どうケアをしていくかですけれども、まずは、現施設から仮施設に移るというこゝで、移転先のご案内はしっかりとしていく、それから子どもたちの様子につきましても、どういった子どもたちが移転後来ていただけるかについては、きちんと情報を把握して、職員がきつちりとフォローしていきたくて考へております。

それからもう1つ、新しい地域に移つたことによつて、地域のいろいろな教育施設との連携でのご質問と思ひます。そこにつきましても、新しい仮施設に移つたときに、地域との連携を大切にしながら、よりよい効果が出るように、相乗効果を望めるように、児童センターの運営を行つてまいりたいと思ひます。

○のだて委員

すみません、最後に。公私連携型保育所と結ばれる協定書の中身で何を決めるのか、先ほど来、区の理念はそこで継承されるということでしたけれども、区の理念は何なのかを伺ひたいと思ひます。

○芝野保育入園調整課長

協定書の内容でござひますが、今最終的に事業者と詰めてるところでござひますが、内容としましては、運営等に関する基本事項がまず1つござひます。そこで、例えば一定年数経験を積んだ職員を配置してくださいとか、こういった方を配置してくださいというようなことを書かせていただひてござひますが、あとは、設備の貸付に対する基本事項、モニタリングおよび報告書の提出等です。あと、そのほかには、協定に違反した場合の措置とか、有効期限とか、その辺を書かせていただく形になります。

本園の運営に関する基本事項というのが一番大きなポイントになると思います。

あと、区の理念ですが、区の保育理念というのは、「のびのび育つしながわっこ」にも書かせていただいているのですが、就学前の乳幼児が等しく質の高い保育・教育を受け、滑らかに小学校へ入学するための基礎をしっかりと身に付けられることを目指し、0歳児からの保育・教育の充実に取り組むことを保育理念としております。こちらの保育理念をしっかりと公私連携型の法人にも伝え、継承していただきたいと思いますと考えております。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第19号議案、品川区立児童センター条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○筒井副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○のだて委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○横山委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第19号議案、品川区立児童センター条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第21号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○筒井副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○のだて委員

三ツ木保育園の民営化を進め、自治体保育の実施責任を後退させるもののため、反対です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○横山委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第21号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○つる委員長

賛成多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(3) 第20号議案 品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

○つる委員長

次に、(3)第20号議案、品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○吉野子ども家庭支援センター長

私からは、第20号議案、品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。Side Booksの1-3をご覧ください。

資料1ページ目の1. 改正理由です。(1) 品川区子ども家庭支援センターの現在の所在地の土地および建物の賃貸借契約期間が満了となり、品川区役所第三庁舎の2階と4階部分に移転します。相談窓口は4階に集約いたします。

(2) 品川区地域子ども家庭支援センター荏原は、荏原複合施設大規模工事の竣工に伴いまして、改修後の荏原保健センター内に移転いたします。

次に、2. 改正内容です。(1) 品川区子ども家庭支援センターは、令和8年4月27日に第三庁舎、品川区広町二丁目1番36号へ移転、(2) 品川区地域子ども家庭支援センター荏原は、令和8年5月7日に荏原保健センター内、荏原二丁目9番6号に移転します。

最後に、3. 新旧対照表についてです。次のページ以降に新旧対照表を添付しております。後ほどご確認をお願いいたします。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

品川区子ども家庭支援センターの賃貸借契約期間が満了ということですが、契約継続は検討したのか。移転の経緯を伺います。

あと、移ろうとしている場所は、広さ的にはどうなるのでしょうか。広くなるのか狭くなるのか、十分な業務上の広さを確保できるのか、あと、場所が変わることになると、利用者への周知もやっていただきたいと思うのですが、どのようにしようとしているのか伺います。

○吉野子ども家庭支援センター長

契約の延伸なのですが、今ある建物は、モデルルームを改築したものになります。大分老朽化しております、床が腐食しております。かつ、水漏れもありまして、今度、これをもし貸す場合は、オーナーからこういった改修が条件になるとお話がありました。

それから広さですけれども、現在440平米あります。今度、第三庁舎に行きますと334平米になるのですが、現在区職員が使っておりますランチルームがあります。こちらも利用させていただくようになりますが、若干狭くはなります。

それから、利用の周知ですけれども、こちらはホームページ、それから4月1日号の広報にてお知らせする予定でございます。

○のだて委員

広さは狭くなるということで、今までの業務を今後、十分継続できるのか伺いたいのと、あと、利用者の周知は広報でやるということで、当然利用者の方には直接通知をしていくということでいいのでしょうか。

○吉野子ども家庭支援センター長

今までの業務には、支障がないようにしっかりとやっていきたいと考えております。

周知ですけれども、現在利用されている方にも周知をしっかりとやっていきたいと思っております。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○筒井副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○のだて委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○横山委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第20号議案、品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(5) 第22号議案 品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(6) 第23号議案 品川区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

○つる委員長

次に、(5)第22号議案、品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、(6)第23号議案、品川区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の2議案を議題に供します。

これらの議案につきましては、関連する内容のため一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤保育事業担当課長

それでは私より、第22号議案、品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例ならびに第23号議案、品川区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例について、一括してご説明申し上げます。

初めに、第23号議案から説明いたしますので、Side Books 1-6の資料をご覧ください。

本条例は、来年度から実施する乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度に関連したものでございます。条例制定に関する説明の前に、現在、区で予定している事業概要についてご説明いたしますので、Side Books 13ページの別紙2、品川区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施についてをご覧ください。

乳児等通園支援事業は、全ての子どもたちの健やかな育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て世帯に対する働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、保育所や幼稚園などに通っていない就学前の児童を対象とし、月一定時間、保育要件の有無に関わらず、保育所等を利用できる制度で、令和8年4月1日より全国の自治体で実施が義務化されます。

区は、これまで実施してきた試行的事業での経験を活かし、国事業に拡充して品川区乳児等通園支援事業を実施いたします。

対象年齢でございますが、保育所等に在園していない0歳6か月～2歳の子どもになります。

2 実施予定施設数等でございますが、私立認可保育所・公設民営保育所・認証保育所・私立幼稚園等60施設を予定しております。今後、法人の意向や審査状況により施設数は変更の可能性がございま

す。

予定されている60施設の内訳ですが、地域別では、品川地区が12、東大井・八潮地区が5、大崎地区が6、大井地区が8、五反田地区が12、荏原地区が17となっております。施設種別では、認可保育所が37、認定こども園が3、地域型保育事業所が13、認証保育所が3、認可外保育施設が3、私立幼稚園が1となっております。実施方法についてですが、内容については後ほどご説明いたしますが、一般型が11、余裕活用型が49施設での実施を予定しております。

次に、3 利用時間等についてです。(1) 利用時間は、子ども1人当たり月30時間を上限といたします。これは区独自の設定となっております、令和6年度に実施いたしました区の試行的事業の平均利用時間となっており、都の補助制度を活用し、国の示す上限である10時間を超える対応といたします。

(2) 利用料金については、無償となります。

(3) 利用方法については、定期利用、こちらは利用する曜日や時間帯を固定し、特定の事業所を定期的に利用する形態としております。

4 実施方法についてです。一般型と余裕活用型という2種類の方法がございまして、それぞれの事業所が実施方法について各自で決定したものととなります。(1) 一般型については、専任職員を配置し、専用室等で乳幼児を預かる方法で、在園児の保育体制とは別に、従事者を配置いたします。(2) 余裕活用型は、保育所等において、空き枠を活用して乳幼児等を預かる方法となりまして、定員内での受入れとなるため、各クラスの保育者による受入れが基本となります。

次に、5 利用の流れですが、利用者は、まず認定申請をWeb上で実施していただきます。次に、区の認定後、初回の面談申込みを総合支援システムで申し込みいただきます。そして事業者は、面談において利用に必要な情報の聞き取り等を行います。面談終了後、利用者がシステムにおいて予約し、利用を開始いただくといった手順となっております。

6 今後のスケジュールについてです。3月に利用者への周知を広報紙・ホームページ等で実施した後、利用申請の受付を開始いたします。また、運営に必要となる各種条例について、制定等を予定してございます。

最後に7 参考(根拠法令等)についてですが、児童福祉法上において、施設や職員配置の基準を定めた認可基準と、子ども・子育て支援法上の給付施設の基準を定めた確認基準がございまして。乳児等通園支援事業を実施するために、認可保育園同様にそれぞれの基準を定める必要があるため、今回議案の上程をさせていただくこととなりました。

次ページ以降に、現時点での実施予定施設一覧がございまして、お時間のあるときにご覧いただければと思います。

以上が事業の概要となります。

恐れ入りますが、資料の1ページにお戻りください。1 制定理由でございまして。乳児等通園支援事業を実施するに当たり必要となる基準について、今般、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が内閣府より公布され、令和8年4月1日に施行されることとなったことを受けまして、区はこれに従い、基準条例を制定することといたしました。

2 制定内容(概要)でございまして。第1条において本事業の基準を定める旨を趣旨として記載し、第3条には事業者の一般原則、第4条において利用定員に関する基準、そして5条から33条までが運営に関する基準を明記するといった構成となっております。なお、内容につきましては、国基準に準拠

したものとなっております。

3 条例案でございますが、別紙1のとおりとなっております。

施行期日ですが、令和8年4月1日となっております。

第23号議案についての説明は以上となります。

続きまして、第22号議案、品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。Side Booksの資料1-5をご覧ください。

1 改正理由についてです。国で定めている乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、同基準を踏まえて制定している区の基準に関しても改正が必要となったものでございます。

2 改正内容についてです。内閣府令改正に伴う文言整理になっております。

改正案は、次ページ以降の新旧対照表に記載がございますので、ご覧ください。事業内容に係る改正ではなく、文言整理を行ったものでございまして、主な変更は乳児等通園支援事業者を乳児等通園支援事業所に改正したものでございます。そのほか条件が要件に、防止が禁止など、改正されてございます。

施行日は、令和8年4月1日となっております。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

まず、この中身は国が進めるこども誰でも通園制度のものだと思います。この中で、未就学児の家庭で孤立しているような保育をしている方々にとっては、こうして預けられたり、あと子どもにとっても、同年代の子どもと触れ合う機会がふくれたりということでは、意義があるものだと思っております。

条例は、第22号議案のところを伺いたいのですが、第17条で利用定員が、もともと乳児および幼児の区分ごとの利用定員となっていたのが、単に利用定員に変更されるということですが、こうした理由を伺いたいのと、変更によって生じるメリット・デメリットを伺いたいと思います。

それと、第22号議案と第23号議案の関係性を伺います。

○佐藤保育事業担当課長

まず、利用定員の区分の変更について、国に確認したところ、乳児と幼児の区分をなくすことによって、より柔軟に受入れをすることができるようになり、利用者にとっての利便性が向上することを理由に、区分ごとの分けがなくなったと認識してございます。

また、第22号議案と第23号議案の関係性でございますが、まず第22号議案は、児童福祉法に関連したものでございまして、人員配置や面積、施設が事業に必要な基準を満たしているのかというのが児童福祉法上で求められている、認可基準と言われているものでございます。第23号議案は、子ども・子育て支援法に関連したものでございまして、こちらは公定価格の対象となる給付対象施設として適切かどうかの基準でございまして、利用定員の設定や面積、提供拒否の禁止や会計についてなどが定められているものでございます。

○のだて委員

第22号議案の利用定員ですが、メリットの面は柔軟に対応できるということですが、デメリットはないのか伺いたいと思います。私が考えるとすれば、年齢ごとではなくということ、異年齢の子どもたちと、配置基準も違う中で、混在して保育することになると思うのですが、そ

うなるといろいろ配慮しなければならない保育者への負担が異なったり、事故の可能性、危険性が高まってくる気もするのですが、デメリットの面を伺います。

第23号議案の資料、別紙2で、今回いろいろ区がやっていく中身が説明されましたけれども、国の制度と違うのはどこなのか伺います。

あと、今回、一般型と余裕活用型ということで実施方法がありますけれども、一般型のやり方を選択した事業者は、どういった理由から選択しているのか伺いたいと思います。

○佐藤保育事業担当課長

まず、利用定員のデメリットについてでございますが、区としては特に認識しているものはございませんが、先ほど委員からお話いただいたような混合でのお預かりになるという点につきましては、こちら、一般型においての定員になりますので、一般型は専任の職員の方がついて対応することになりますので、懸念されていたような危険性には対応できるものと考えております。

次に、国との事業の違いについてでございますが、大きな違いとしては、まず利用料金の設定が、区としては無償となっている。国としては1時間当たり300円の利用負担を求めていくことができるものになっております。

続いて、一般型を選択された事業者の理由でございますが、これは専用の部屋を用意できることが一番大きな理由と認識しております。

○のだて委員

国の制度との違いは、無償のところだけでしたけれども、先ほど時間を拡大しているということです。定期利用にしているということも、日によって毎回違う場所に行くことになると、子どもも保育園も負担が大きくなると思いますので、定期利用にしていくのは、安定した保育を行っていくためにはいいことだと思います。

一般型の選択をした事業者は、専用の部屋がつかれるということで、やはり専用の部屋をつくるようにしたのは、通常保育されている子どもたちと、そこは別に入ってくる子どもたちとの関係性を保っていく面で、そうした配慮をされていると思いますけれども、やはり子どもにとっても保育士にとっても豊かな保育をしっかりと実施できるようにしていくことが必要だと思いますので、そうした視点で区としてはぜひやっていっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

今回のこども誰でも通園制度ですけれども、事業者の予算が少ないということで、実際、継続してしっかりとやっていけるのが1つ問題だと思いますが、その点、いかがでしょうか。

あと、やはり体制の問題です。保育園児ではない子どもが入ってくる中で、そうすると、慣れない子どもは一日中泣いているとか、そうした中で保育園児にも影響が出てしまう、そうした場合には退避できる場所があるとか、保育士がきちんとその子を見られる体制をつくっていくことが必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

時間のところは、今回、月30時間にしたということで、そうすると、1日6時間利用したら月5回、5時間だったら6回で、週一、二回になると思うのですが、そうするとなかなか保育園に慣れない、週1回になってしまうとまたゼロに戻ってしまう感じもするのですが、今後、利用時間の拡大の可能性はあるのか伺います。

○佐藤保育事業担当課長

幾つかいただきましたご質問についてご回答させていただきます。

まず、子ども・保育者にとってよりよい事業にしていくことは、我々としても非常に重要なことだと

思っております、次の予算の件についても同様ですけれども、区としては、来年、国が示す公定価格にさらに上乘せして事業実施を予定しております。大きな違いとして、国は1時間当たりで補助、公定価格として支給されるのですけれども、区としては、まず定額で20万円を超える補助事業を実施予定でございます。この補助金額を活用していただいて、より充実した人員配置を行っていただきたいということ、または、保育士の負担を減らすためのICT機器の導入など、そういったことを実施していただきたいと考えております。

次に、慣れないお子さんへの対応というのは、こちら、試行的事業の中でも課題になっていたところでございます。一旦落ち着かせる部屋としては、空いているお部屋でありましたり、職員室でありましたり、保健室などを今でも使っていただいて、対応できるようになってきたというお声もいただいているのですけれども、来年度以降、開設の準備経費として、そのような施設をつくる事業者に関しても、補助を実施する予定でございます。

次に、時間についてでございます。今後の拡大の見込みでございますが、本事業は多くの方にご利用いただくものでございますので、供給の体制と本事業へのニーズ、こうしたものをしっかりと見ていきながら、継続して議論していきたいと考えております。

○のだて委員

今回実施していく園の候補が60園あるということで、すみません、さっき聞きそびれたのですけれども、第22号議案と第23号議案の基準で、項目があるものとないものがあると思うのですが、同じものがあるとならば、違いとかはあるのか伺います。つまり、どちらかは、認可はされるけれども確認はされない、つまり公定価格が出ない、そうしたこともあるのか伺いたいと思います。

この間、モデル事業をやってきたと思うのですが、そうした中で、やはりよりよい保育を実施していくためにも、横の連携、園同士の交流ですとか、そうしたところをやっていくことが、よりよいものにしていくためには重要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。やっていただきたいと思うのです。

○佐藤保育事業担当課長

第22号議案と第23号議案の違いでございますけれども、一部重複して申し訳ございませんが、児童福祉法と子ども・子育て支援法の観点で求められている内閣府の定める基準ということでございまして、認可はされるけれども確認はされないということがあるのかでございますが、今、同時にこういった申請をいただいておりますので、基本的には、どちらか一方だけお認めして、もう一方では認めないことはないと考えております。

続いて、横の連携についてでございますが、区といたしましても、先ほどお話しさせていただいたような事業実施に当たる懸念事項などについては、様々な園に共有していただきたいと考えてございまして、その対策については、好事例についても共有していきたいと思っておりますので、今後、園長会でありましたり事業の説明会などにおいて、共有ができるような場についてはしっかりとつくっていきたいと考えております。

○のだて委員

園長だけでなく、職員同士も実際に現場でできる場所があれば、ぜひそうした交流もしていただけたらと思います。

0～2歳ということで実施されると思うのですけれども、やはりこうした年齢は事故とかが一番起こりやすい年齢になりますので、こうしたことがないように、また、豊かな保育ができる体制をとっていきようにしていただきたいと思っております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

区独自で2時間も含めた延長というのは本当に素晴らしいことだと思っています。ありがとうございます。

その中で、利用者が急増したときでも、財政的な安定はあるのか1つ教えていただきたいのと、今お話がありましたけれども、8割ぐらいが余裕活用型です。これは各クラスの保育者による受入れが基本となっていますが、例えば突発的な利用があると、さっきの話ではないですけれども、現場の保育士の過重労働につながるの心配があるのですが、まずそこを教えてください。

○佐藤保育事業担当課長

まず、需要が増えた際への対応についてでございますけれども、予算につきましては、今年度よりも約倍増した形で予算措置を予定していますので、一定程度の需給に関しては対応できると考えてございます。

また、空き利用に関する現場負担でございますが、一般型を利用されている園に関しては、定員がございまして、一定程度予定されているものであると。余裕活用型については、それぞれの園で決められている定員内の空きを活用したものでございまして、人数としては保育士によって対応できると思っております。

○まつざわ委員

そうすると、例えば対応できる形になると、逆に今度、利用者が予約したくてもできない状況が発生するという不安があるのが1点と、あと、これは全体で実施施設が、荏原が17とすると、東大井・八潮は5で、地域差という部分です。仕方ないことかもしれないですけれども、これは本当にとってもいいことなので、やはり全区的な標準化に向けて、未実施の園へインセンティブを付与していくとか、そういった検討などもぜひしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤保育事業担当課長

まず、利用者が利用したいときに使えないことがあるのかでけれども、現在、計画上では、各地域ごとの未就学児童の人口ですとか、その方たちがどれだけ保育園などを利用されているか、また、乳児等通園支援事業の利用率などを勘案して、計算上は一般型の空き定員と余裕活用型の定員で対応できると考えているのですけれども、やはり地域によっては、要望に応えられないことも想定されるものでございますので、これにつきましては、先ほどの地域差も含めてなのですが、現時点で参加されていない私立認可保育所だけでも50園近くございまして、そうした園に好事例とともに投げかけをしていき、供給数を増やしていきたいと考えております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○筒井副委員長

定期利用についてですけれども、利用する曜日や時間帯を固定しということですが、あらかじめ決まっているほうが保育園は対応しやすいと思うのですけれども、利用者が定期利用で登録していた日以外に急に利用したい場合はどう対応されるのか、試行的事業のときにそういったことは出てこなかったのか、その点をお聞きしたいと思います。

○佐藤保育事業担当課長

利用者の予定変更についてでございますけれども、まず、本事業は、お子様の良質な成育環境の提供が大きな目的でございますので、急な予定により保育施設等を利用したいというものは目的が異なるものでございまして、急に保育園等が必要になった場合は、一時保育利用がございますので、そちらにおいて対応できるものであると認識してございます。

また、乳児等において、様々な状況によって行けなくなってしまうことがあると思いますが、そちらについてはキャンセルでの対応ができるようなものとなっております。

○筒井副委員長

ほかに、試行的事業のときに出た課題、これは直さなければいけないという点が何かありましたら、教えてください。

○佐藤保育事業担当課長

まず、現場における課題といたしましては、先ほどからお話を何点かさせていただいているところでございますが、新たな事業ですので、現場の負担がどうしても発生してしまうことがございましたので、区としては潤沢な予算を措置し、充実した保育士の配置・人員配置等をしていただきたいと考えてございます。

また、来年度に向けた課題としては、予約システム等が新たに始まりますので、施設の方に丁寧な説明をさせていただきたい、また、利用者にとっても分かりやすく利用できるような支援をしていきたいと考えております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

令和7年度も実施をしていると思うのですがけれども、定期的に保護者の方と実施の施設で面談を行うですとか、あとは、利用中・利用前・利用後のアンケートなどにもご協力いただいていたと思うのですが、どういった内容のアンケート結果ですとかお声があったのか、効果検証をさせていただいての、今回、これからの実施だと思うのですがけれども、どういった形で検証されたのか、その流れですとかを確認させていただけたらと思います。

○佐藤保育事業担当課長

アンケートの内容でございますけれども、多くは、自らのお子さんが同年代のお子さんと積極的にコミュニケーションをとるようになったりとか、ご自宅でも自分の意見をしっかりと話せるようになったりという、お子さんの成長を喜ばれるようなお声が非常に多くございました。それと、保護者の方自身に関しては、ワンオペレーションで大変だったので非常に助かった、自分の時間を持てるようになったというようなお声をいただいているところでございます。

来年度に向けた事業の検証についてですが、先ほどのアンケートや、実施していただいている事業者とお話をさせていただいて、良質な成育環境の提供においては非常に意義のある事業であると考えておりまして、特に時間について、何時間で設定するのが適切なのかを様々な議論をした中で、先ほどのアンケートですとか平均利用時間といったものを参考に、30時間と設定したところでございます。

○横山委員

お子さんのコミュニケーションであったりとか社会性を身につける部分での成長であったり、保護者の方のリフレッシュであったり、ご自身の子育てがどういった形で、評価や専門の保育園の先生からのフィードバックがあって安心されたりというような効果が出ていると、確認させていただきました。

また新しいシステムが入っていく中で、新しい課題も出てくると思うのですが、例えば面談も、対面だけではなくて、お電話だったりオンラインだったりも可能になるようなことが書いてあるのですが、それは各園ごとの運用でやっていく形と思うのですが、事業者と保護者の方、双方が利用しやすいような形で着地していけるように、ぜひ区としてもお声をそれぞれ聞いていただきながら進めていただければと思っています。

○つる委員長

ほかにございますか。

○若林委員

第23号議案で、第6条に、保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないという条文がありますが、逆に拒むときもあるということですね。それは、試行実施の中も含めて、どういうご様子、また、考え方なのか。国ではこのように示されているとか、何かコメントをいただければと思います。

○佐藤保育事業担当課長

提供拒否の禁止の条項についてのご質問だと認識してございますけれども、拒めるときはどういったときなのか、限定列举されているものではないのですが、基本的には保育士の保育体制・運営体制が厳しいですとか、あと定員が足りないとか、そういったことが想定されるものだと認識しております。試行的事業の中において、そこが争点となるようなご意見やクレームを受けたことはなかったと認識しております。

○若林委員

全然関連する話ではありませんが、いわゆる幼稚園・保育園も特別支援という教育・保育があって、面談をした上で、親御さんも確認しながらですが、逆に、通常の保育・幼稚園ではそういう方が普通に在籍していらっしゃる、これは当たり前の話で、そうすると、こども誰でも通園についても、いわゆる特別な支援が必要な方がいらっしゃるのとは当たり前のことで、そういったときに、園の体制、それからそれに対して区は巡回相談とかもきめ細かくやっていただいていますけれども、そこら辺の特別支援の目から見たこども誰でも通園の、今でいう持続可能性、継続性、そこら辺はどのように考えていますか。

○佐藤保育事業担当課長

こども誰でも通園制度に関する特別支援児への対応でございますけれども、委員からお話いただきましたように、まず、この制度につきましては、誰でも利用できるものでございます。現時点におきましても、保育園において支援が必要なお子さんもお預かりさせていただいておりますし、この制度においても、そうした児童の方をお預かりいただいた際の障害児加算もございますので、そうした背景からしますと、当然お預かりさせていただくと考えております。

また、保育体制が厳しい状況も想定されるのですが、区としては来年度、医療的ケアが必要なお子さんの居宅に訪問してお預かりするような事業も新たに実施予定でございますので、様々な取組の中で、そうしたニーズにも応えていけるような体制づくりというのでも継続して実施しているところでございます。

○つる委員長

ほかに。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第22号議案、品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関

する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○筒井副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○のだて委員

問題点を指摘し、賛成したいと思います。

今回、こども誰でも通園制度を行っていくことは、子どもや保護者の孤立を防ぐというところ、保育を経験できるというところでは意義があると思います。そうした中で、実際に保育園児でない子どもが入ってくることで、保育士にも子どもたちにも負担をかけないように、しっかりと体制をとってやっていただきたいと思いますし、予算が少ない中で、民間では通常の保育の予算が削られないようにしていただきたいと思います。しっかりと事故も起きないように、豊かな保育が実施できるような体制をとることを求めたいと思います。

今回、区がやる中で、時間利用も月30時間に拡大し、無償で利用できる、安定的にできるように定期利用にしていく。国は3歳になったら打ち切りという感じですがけれども、区では年度末まで利用できるというところで、こうした前進面も評価をして、賛成したいと思います。

○高橋（し）委員

賛成です。

○横山委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第22号議案、品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第23号議案、品川区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○筒井副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○のだて委員

第22号議案と一体のもので、同じ理由で賛成いたします。

○高橋（し）委員

賛成です。

○横山委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第23号議案、品川区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(7) 第36号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

○つる委員長

次に、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○石井学務課長

それでは私より、第36号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。Side Booksの資料は1-7をご覧くださいませ。

まずご説明の前に、品川区の学校医等の身分についてご説明をいたします。品川区の学校医等につきましては、非常勤職員としての身分を有してございます。医師会・歯科医師会・薬剤師会に登録している方から、教育委員会が規則で委嘱しているものでございます。

通常、地方公務員は、地方公務員災害補償法に基づき公務災害の補償がなされておりますが、公立学校の学校医等につきましては、個別の法律である公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律によって補償の内容が定められております。具体的には、その内容が政令によって規定されており、その上で各都道府県や市区町村が条例で基準を設定しているという仕組みになってございます。

今回の条例案につきましては、資料の1 改正理由にございますとおり、政令が改正となり、それに合わせて都立学校の公務災害補償に関する条例の一部改正が行われ、品川区につきましても、東京都の

条例と補償内容を同一にしておりますので、この改正に合わせて同じような改正を行うものでございます。

2 改正内容でございます。まず、(1) 介護補償の額を政令に定める介護補償の額に準じて改正いたします。常時介護を要する状態にあり、介護の費用として支出した額の最高限度額を17万7,950円から18万6,050円に、随時介護を要する状態にあり、介護の費用として支出した額の最高限度額を8万8,980円から9万2,980円に引き上げます。

続きまして、(2) 公務災害補償の補償基礎額を改正いたします。改正額は、例えば経験年数5年未満の場合、学校医および学校歯科医は8,529円から9,060円に、学校薬剤師は7,164円から7,629円にそれぞれ引き上げることになります。それ以外の改正額を含めました新旧対照表は、資料の2ページ目以降に掲載してございます。

4 施行期日は、公布の日から施行となっております。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回増額になるということですが、その理由、背景を伺います。

あと、実際にこれまで区ではこうした事例はあるのか伺いたしたいと思います。

○石井学務課長

こちらの改正の経緯ですけれども、基本的な金額につきましては、国も様々な審議会等で議論しており、それによって改正がされたと承知しております。なお、本件ですが、平成13年度までは東京都の条例だったので、その後、区に条例が移管された後は、本条例による補償は今まで発生してございません。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

1個分からないのが、10年以上15年未満の欄で、1万4,175円とあるのが1万2,351円、何でこの区分と期間だけ、本来のこの改定額より低い設定額になのか、疑問です。

○石井学務課長

補償基礎額におきましては、この基礎額に加えて、扶養加算額等の各種加算額が加味されることとなります。今回の改定においては、さきに第3回定例会においてご議決いただきました扶養加算額の部分も加味した上での改定がされていると聞いております。

○つる委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○筒井副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○のだて委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○横山委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第36号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件および議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

(1) 令和8年請願第1号 一人ひとりの子どもが大切にされる品川区を求める請願

○つる委員長

次に、予定表2の請願・陳情審査を行います。(1)令和8年請願第1号、一人ひとりの子どもが大切にされる品川区を求める請願を議題に供します。

まず、本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○つる委員長

朗読が終わりました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時55分休憩

○午後1時00分再開

○つる委員長

休憩前に引き続き文教委員会を再開いたします。

午前中で朗読は終わっておりますので、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤保育事業担当課長

それでは私から、本請願についてご説明いたします。

請願項目1、保育園での職員配置や平米数に関する見直しについてです。

区では、保育の安全性と質の確保のため、区独自の取組を行っております。特別な支援を必要とするお子様に対応する保育士等の人件費高騰分の補助や看護師を雇用した際の補助、保育士資格を持たない保育支援員を雇用した際の補助などを含めまして、運営に関する独自の補助を約4.4億円上乗せし、運営費総額で国基準の約1.5倍弱となる補助を行い、充実した職員配置となるよう支援してまいりました。

また、国の基準においても見直しが進んでおります。令和5年度には4・5歳児の職員配置基準が3.0対1から2.5対1へ改善され、さらに1歳児や3歳児についても、それぞれ6対1が5対1へ、2.0対1が1.5対1へ改善した際の運営費加算が追加されるなど、国による職員配置基準の向上が図られております。平米数の確保につきましても、乳児室については、国の基準が1人につき1.65平米以上必要とされているところを、3.3平米以上としてございます。

今後も特別支援や医療的ケア児への対応など多様な保育ニーズに適切に対応し、保育の質の向上に努めてまいります。

次に、請願項目2、4月時点で定員を満たしていない施設の委託費不足分を補填する補助制度についてでございます。

私立認可保育園等の運営費は、国の公定価格に基づいて支給されており、在園児数に応じて積算される仕組みとなっております。認証保育所についても、東京都の認証を受けた施設ではありますが、基本的に国と同様の制度設計となっております。

区は事業者の経営支援を重要課題と認識しており、先ほどご説明したとおり、人件費を含む運営費等に対し、運営費総額で国基準の約1.5倍弱となる補助を実施しております。それ以外にも、保育士等の処遇改善が図られるように、保育士等キャリアアップ補助や宿舍借上げ支援事業なども実施しております。さらに、空き定員の活用策として、令和5年度より他自治体に先駆けて未就園児定期預かり事業に先進的に取り組みました。来年度からは全国で本格実施される乳児等通園支援事業として予算額を約倍に拡充し、総額約9億円で事業実施を予定しております。

定員未充足施設への補助につきましては、効果測定や補助の適切性、定員充足施設や認可外保育施設との公平性の観点など、課題があると認識しております。そのため、委託費不足分を補填する補助制度の実施は考えてございません。

今後も保育ニーズに対応した事業実施を通じて、事業者の経営支援を継続してまいります。

○つる委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回、一人ひとりの子どもが大切にされる品川区を求める請願ということで出されて、1,242名、後日11名と、あと本日もあったので、1,253名プラス本日分ということで、多くの方から署名が集まっている。やはり一定そうしたニーズがあることは明らかだと思います。

今回、職員の配置基準、そしてベースの拡充を求める中身になっておりますが、先ほど国の配置基準を説明いただきました。区としてはこの配置基準で十分だと考えているのか伺います。

○佐藤保育事業担当課長

区の認識でございますが、まず国の配置基準につきましては、様々、国におきまして有識者等との話し合い等が行われた上で、保育園を運営するために必要な基準を設けてございますので、区としても、園

を運営していくために必要な最低基準としては、この基準が適切と考えてございます。

○のだて委員

最低基準としては適切だということで、実際に保育をやっていく上でどれだけ必要なのかという点では、十分だと考えているのか伺いたと思います。

○佐藤保育事業担当課長

基準についてでございますが、それぞれの園の事情等、様々あると思っております。ですので、明確な十分な基準をお伝えするのはなかなか難しいですが、区としては、充実した人員配置は必要である、または支援していく必要性があると考えておまして、冒頭でご説明させていただいたような補助メニューを整備しているところでございます。

○のだて委員

区としては支援しているということで、そうであるならば、配置基準もぜひ区独自に引き上げていくことをお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。海外と比較すると、これは少し古い、3年ぐらい前のデータですが、後退することはないと思うので、カナダでは5歳児、4歳児も8対1ですとか、一番違うのはそこです。オーストラリアで10対1、イギリスでも13対1、韓国では20対1で、日本ではやはり子どもに対する保育士の数は少ない状況にあると思います。

やはり充実した保育を行っていくという点では、この基準をさらに上げていくことが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤保育事業担当課長

基準について様々なお考え、または状況があるかと認識してございますけれども、国の基準につきましても、冒頭でお話しさせていただいたように、令和5年度には状況等を考えた上での改善をさせていただきます。こちらも有識者の集まるこども未来戦略会議の中で十分に議論された上で実施されたものであるということと、この改善に当たりましては、当然基準が厳しくなりますと、事業者の皆様、追加の人員配置、雇用の確保が必要になる。そうしますと、それに当たる費用等々が発生するというのもございます。また、平米数の拡大になりますと、ハード面ですので、部屋を広くするのは、事実上難しい園が非常に多くなります。そうしますと基準違反である園が増えてしまうということは、経営等の安定上、課題もございますので、国においてしっかりと定められた基準は、保育園を運営していく上で必要な基準であると区としては考えております。

○のだて委員

実際にやっていく上で課題があるというお話でしたけれども、やはり今、全体から見れば、日本では子どもの数が減っている。品川区は増えている部分もあると思うのですけれども、そうした中で保育の質を上げていくことも一緒に求められてくると思います。そうした中で、定員を変更し、もちろん保育士の配置もしっかりとやってもらいながら、保育の質を向上させていくことが必要だと思います。

区がいろいろと支援をしている中で、区としては、支援があれば最低基準よりも余分に保育士を配置できるという認識なのか伺いたと思います。

併せて、定員割れの補助も伺いたいのですけれども、今回、請願者から文教委員に配られた資料に、私立は在園児数に応じた委託費になっている。なので、保育士を定員数で配置しなければならないけれども、職員配置の補償がないから大変だと。運営努力では限界があると書かれておまして、全くそのとおりだと思うのです。これは認可保育所でも認証保育所でも声が出ています。ぜひ定員を満たさない園への補填・補助を実施していただきたいと思います。いかがでしょうか。

今の制度が、子どもはいないけれども保育士を配置しなければならない、定員数の保育士を配置しなければならないわけですから、そこに対する委託費が出ない制度は問題だと思うのですけれども、区は問題と思わないのか、認識を伺います。

○佐藤保育事業担当課長

まず、保育の質についてのご質問にお答えさせていただきます。より充実した保育士の配置が保育の質の向上につながると我々としても思っておりますけれども、それ以外にも、巡回支援や指導検査なども十分に実施して、保育の質を見ているということと、あと、第三者評価機関にも受診を各事業所において努力義務として実施していただいております。こうした様々な取組を見ながら、保育の質を担保していくところでございます。

続きまして、公定価格の支給基準でございますが、制度自体は国において定められているものでございますので、適切かについてはなかなか明確なご回答が難しいですが、区としても経営支援は重要な課題と認識しておりますので、看護師の配置ですとか、特別な支援が必要な方の配置または保育支援員の配置などをしていた事業所に対して補助を実施しているということと、認可保育園に関しては、1時間の延長をどの園にもしていただいておりますので、そうしたかかるであろう人件費相当分を毎月お支払いさせていただいている仕組みがございます。

○のだて委員

前者の基準では、区としては実際に最低基準以上に配置できる支援を行っているのかを聞いたので、そこもお答えいただければと思います。

あと定員割れのところは、なかなか明確な答弁は難しいと。問題かについては難しいというお話でしたけれども、やはり運営努力だけでは難しい現状になっているのだと思います。特に認証保育所は大変だと思うのですけれども、そうしたところはなくしてはいけないと思うのです。保育士が安定して保育できないということになれば、安心して子どもに向き合うことも難しくなってくる、そうすると、保育の質にも関わってくることになりまして、園の運営にも影響が出て、閉園にもなりかねませんので、そうした面はどう認識しているのか伺います。

各区の取組を見ると、23区の中でも20区か、定員割れに対する何らかの補助を行っているということで、認証保育所にも補助金を出している区が複数あるのですから、ぜひ品川区としても定員未充足に対する補填・補助をやっていただきたい。それがやはり区の保育を豊かにしていく、守っていくことになると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤保育事業担当課長

まず、最低水準以上の職員配置ができていますかでございますけれども、冒頭でお話しさせていただいたような補助を実施してございまして、事業実績がございまして、様々な事業所において国基準以上の人員が配置されていると認識しております。

次に、認証保育所についてでございますが、区は東京都の補助を活用しながら、保育士の方たちの処遇改善ができるようなキャリアアップ補助、宿舎を用意している事業者に関して補助する宿舎借上げ支援事業など、様々な事業を実施しております。

一方で、認証保育所は東京都が独自に認証制度を用いて実施している認可外の保育施設でございますので、運営に関わる根本的な運営費等につきましては、東京都において必要な経費を算出して、補助制度をつくっていくことが必要だと考えております。

○のだて委員

認証保育所については都の制度であるのは確かですけれども、区の保育を担っている園であることも確かですので、そこはぜひしっかりと運営していただけるように支援をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。もし閉園になってしまったら、通っていた人たちは保育を受けられなくなってしまうことになるわけですから、そうした影響をどう考えていらっしゃるのか伺います。

○佐藤保育事業担当課長

認証保育所につきましては、先ほどお話しさせていただいたように、根本的な運営につきましては東京都において検討され、広域的に実施されるのが適切と考えてございます。区としてもそれに追加するような補助事業を実施しておりますし、あと、過年度におきまして、特別区長会を通じまして、認証保育所を運営するために必要な予算の確保等はしっかりと要望してございます。今年度におきましても、昨今の情勢等を考えまして、補助の単価も増額してございますので、こうした取組は継続して実施していきたいと考えております。

○のだて委員

いろいろ支援はしていると言いながら、定員未充足の補助はしないということで、直接的なところでは、今の運営自体が大変になっている中で、新たにこども誰でも通園制度ですとか、ほかの子どもを空いているところで受け入れてやっていくことは保育士にも負担になって、やはり運営努力だけではどうにもならない状況になっているので、ぜひそこは補助をやっていただきたいと要望しておきます。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和8年請願第1号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

結論を出すで、不採択です。

現在区が進めている広域的な子育て支援策があり、国の配置基準もしっかりやっているという観点から、不採択です。

○筒井副委員長

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

国の最低基準は2年ほど前の国のこども未来戦略会議等で話し合われたばかりですし、実際、基準を上回るものを品川区で独自に設定した場合、実質上、物理的な問題や、やったところで困難だということと、不足分の補填につきましては、品川区としてもほかの様々な支援策をやっている中、さらにその不足分を補填するのは、区の財政負担もありますので、今回はそうした理由で不採択とさせていただきます。

○若林委員

結論を出すで、不採択でお願いします。

基準、それから補填の考え方も議論がありました。いずれにしても、区立保育園のみならず、私立保育園、しっかりと行政が一定の関与をし続けながら、そのときのニーズに応じて質のよい保育行政に邁進していただきたいと思います。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択を主張します。

保育士の配置基準も平米数もぜひ引き上げて、豊かな保育にしていきたいと思ひますし、定員割れの補助についても、やはり今、園運営が大変なところをしっかりと支援していくべきだと思いますので、採択です。

○高橋（し）委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

今ご説明いただいたように、国基準を超える様々な形の補助をしている状況であります。ということから、請願でいただいたご希望には沿い難いということです。

○横山委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

区として様々取り組んでいただいている内容のご説明がありました。引き続き子どもたちを中心に据えて、現場の方々のお声を伺いながら、品川区の実情に合わせた運営への支援をよろしくお願ひいたします。

○つる委員長

それでは、本請願については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願については挙手により採決を行います。

それでは、（１）令和８年請願第１号、一人ひとりの子どもが大切にされる品川区を求める請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は、挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○つる委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

（２）令和８年陳情第８号 生成ＡＩ時代におけるネットリテラシー教育の機会創出を求める陳情

○つる委員長

次に、（２）令和８年陳情第８号、生成ＡＩ時代におけるネットリテラシー教育の機会創出を求める陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○つる委員長

朗読が終わりました。

理事者からの説明に入る前に、ご案内があります。本陳情の本文中におきましては、個人の特定につながる記載がございます。説明、質疑および答弁に際しましては、個人情報の取扱いに十分配慮した上で行っていただきますようお願いいたします。

それでは、本件につきまして、理事者にご説明願います。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは、いただきました陳情について、2点、求めることとしていただいております点について説明を申し上げます。

まず1点目、子どもおよび保護者を対象とした生成A I時代のネットリテラシーに関する講座やワークショップの実施を検討することについてです。

生成A Iの目覚ましい普及により、私たちの働き方や学習の方法がより効率的になることが予測できる一方で、フェイク画像や確からしい情報に惑わされることなく、正しい情報を判別する力が必要になっています。

現在、学校においては、東京都が作成しているG I G Aワークブックとうきょうという教材を用いて情報モラル教育を行っており、インターネットの特徴やSNS上のトラブルのほか、フェイクニュースについても触れて学習を行っています。また、多くの学校で、警察官や携帯電話会社の方などを外部講師として招いた情報リテラシー教育を行っており、子どもたちが正しく情報を扱えるような事業を展開しています。今後は、時代に合わせて、生成A Iの活用も含めた講演会なども広がっていくものと考えています。

2点目、実施に当たっては、陳情者および協力可能な有志講師による無償協力を活用するなど、区の負担を抑えた形での開催を検討することについてですが、現時点においても、無償・有償問わず、外部講師を招いた講演会等を行っており、必要な場合には、講師謝礼を教育委員会よりお支払いしている現状がございます。

○つる委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回、生成A I時代のネットリテラシーを学ぶということで、ディープフェイクとか、本当に一見しただけでは分からないものでありますので、早い段階からその特性とリスクを理解することが重要だとこの陳情にもありますけれども、そのとおりだと思います。

区としては、こうした危険性、リスクをどう考えているのかを伺いたい。あと、現状、先ほど少しご説明ありましたけれども、G I G Aワークブックとうきょうで、生成A I、ディープフェイクなどを含め、危険性を学んでいるのか、もし学んでいるとしたら、どんな形でやっているのか伺います。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、生成A Iの危険性についてですけれども、報道でもあるようなディープフェイクであるとか、それがまた児童や生徒が被害に遭うということの危険性については把握してございます。そうした上で、現在、東京都が発行している教材等を用いて学習を行っていますが、生成A I自体がこの一、二年で急速に発展しているものですので、まだまだ完全な教材という形ではなく、一般的に言われているように、生成A I自体が、ハルシネーションと言われる、平気ですそをついてきますとか、そういった意味で、正しく情報源に当たるようにという指導ですとか、あとは、いわゆる災害時のフェイクニュースに惑わ

されないような形で、しっかり情報源に当たっていきましょうという学習を行っている段階でございます。

今後、さらに急速に発展していくものではありませんけれども、児童生徒向けの教材や、そうしたものは出てくるものと捉えているところでございます。

○のだて委員

様々、危険性を学びながら、だまされないような判断ができるようにということで、この陳情にも、危険だから避けるのではなく、正しく知り正しく使う姿勢を育てることが目的ということで、やはり生成A I とかをツールとしてどう使うかが問われてくると思いますので、その判断ができるようにやっていくことが必要だと思います。

その中で、この陳情で提案されているのが、講座ですとかワークショップをやって、恐らく体験しながら、危険性、あと有用性も学んでいこうということだと思います。こうした取組についての区の認識を伺います。実際に今こういうことをやっているのであれば、そのご説明もいただければと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

ここ数年、取り組んでいる内容としては、やはりSNS上のトラブルが子どもたちの中では多くございますので、そういったものの未然防止教育が中心的に行われているということで、それが情報モラル教育の1つの柱になっていると思います。今後なのですけれども、生成A I について触れながら、子どもたちへの学習内容、指導内容を充実していくと捉えております。

また、講座ワークショップについては、生成A I に特化した子ども向けのもは教育委員会として把握しているものはございませんけれども、こういった講座、ワークショップが子どもたちにとって適切なものか考えますと、学習指導要領に基づいたものは1つ、大きな指針になってくると思います。そういったものを各学校の担当者、管理職、また、教育委員会が判断しながら進めていくことが望ましいと考えております。

○のだて委員

そうですね、未然に防ぐということで、こうしたことを事前に知らないと、本物のようなディープフェイクがあふれておりますので、そうしたものにだまされないような教育を、区でも既に始めている部分もありながら、やっていく方向だということですので、ぜひ議会としてもこれを後押しすることで進めていきたいと私は思います。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和8年陳情第8号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

結論を出すで、不採択です。

生成A I というのも今試行錯誤している中、独自でやるよりも、お話にあったように、情報モラル教育の中でやるほうが効果的だろうとの考えで、不採択です。

○筒井副委員長

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

1 番目については、東京都のG I G Aワークブックとうきょうを使用した教育をやっており、ほか、外部講師をお招きし、授業をやられているということと、2 目については、無償・有償を問わず、講師を招かれており、必要があれば費用もお支払いしているということで、求めることについてはかなりかなっていると思います。

ただ一方、ご答弁もありましたとおり、生成A I の発展は早いので、しっかりとその早さに追いつくような対応、対策をやっていただきたいと思います。

したがって、結論としては不採択でお願いします。

○若林委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

重なりますけれども、東京都のG I G Aワークブックとうきょう、また、携帯電話会社も含めた講師のご協力を得て、ネットリテラシー教育をやっていらっしゃるというのは一定程度認識いたしましたし、今後、生成A I について、どこまで学校現場で、文部科学省のガイドラインでも保護者との連携が重要視されていますので、総合的に、本当にどこまで、日進月歩ですので、日進月歩以上に日々というところもありますので、そこは本当に見極めながら、慎重に、誰彼呼んでいいというものでもないでしょうし、そこも含めて慎重に、現在の水準をまた日々上げながら、しっかりと取り組んでいただければと思います。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択を主張します。

今、区もやっている中で、そうした中にこの提案も盛り込みながらやっていけばいいと思いますし、やはりだまされないようにしていくためには、これを学んでいくことは重要だと思いますので、採択です。

○高橋（し）委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

ご説明いただいたように、学校で外部講師の方を招いていろいろな形で児童生徒にネットリテラシーについて講演をしているので、この中で、生成A I もこのような動きに合わせて講師が説明をすると思いますので、実際に学校公開などでそういう見学をしたこともあります。ただ、それは実は単発であって、やはりどこが大事かという、通常の授業の中で各先生方が、例えば国語の授業だとか社会科の授業の中でネットリテラシー、そして生成A I を活用して、1 年間の授業の中、6 年間の授業の中で働きかけをするチャンスはたくさんあるので、学校公開に行くと、そういう授業をされている先生方もいらっしゃるの、そちらもぜひ力を入れて進めていっていただくことが重要だと思います。こちらの陳情とは少し話があればですけども、そういった通常の授業の中での指導はすごく重要になってくると思います。

○横山委員

本日結論を出すで、先ほどの説明、議論を踏まえまして、不採択でお願いします。

今後も区民のお声については、教育委員会としても丁寧に聞いていただきながら、メディアリテラシー教育をアップデートしながら進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○つる委員長

それでは、本陳情については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのよう

な取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、(2) 令和8年請願第8号、生成AI時代におけるネットリテラシー教育の機会創出を求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。本件を採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○つる委員長

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件および請願・陳情審査を終了いたします。

3 報告事項

(1) 専決処分の報告について(報告第5号)

○つる委員長

次に、予定表3の報告事項を聴取いたします。

(1) 専決処分の報告について(報告第5号)を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○松木庶務課長

それでは、専決処分の報告について(報告第5号)を報告申し上げます。Side Booksに格納されております報告第5号の参考資料をご確認願います。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、庁有車運行中に起きた門扉の破損事項について、令和7年12月5日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告を差し上げるものでございます。

事故の概要でございます。令和7年9月16日に、品川学園の職員が、体験学習に必要な資材の運搬を目的に庁有車を運転していたところ、品川区南品川五丁目の路上で後進した際、左後方の安全確認を怠ったため、民家の門扉に接触し、その一部を破損したものでございます。

この事故を受けまして、当該事故を起こした者へは当然のこと、所属職員に交通安全の徹底について嚴重注意をいたしました。今後も車だけではなく、自転車の運転も含め、交通ルールを遵守することなどの安全への配慮について繰り返し周知徹底してまいります。

このたびは申し訳ございませんでした。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回、損害賠償額が130万円で、少し大きいと思ったのですけれども、これは門扉を全部新しいものに取り替えたのですか。一部破損だけでも、使えなくなってしまったということなのか伺います。

○松木庶務課長

ただいま委員のご指摘のとおり、破損した門扉が廃盤品だったことから、類似品同等品を新たに新規に交換しなければならなかったこと、そして、門扉以外のブロックフェンスも基礎から交換するという工事が伴いまして、資料にございます損害賠償額になったものでございます。

○のだて委員

ぜひ今後気をつけていただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにごございますか。

○まつざわ委員

こういう事故はいろいろなところで起こるのですけれども、例えば本当はバックソナーなんかが付いているといいのでしょうか、なかなかそういうものがないとすると、安全基準のマニュアルですか、私、消防団だと、消防車を運行するときは絶対に2人、バックするときは必ず後方確認をすることは決められているのです。それを守りましょうという安全基準があるのですけれども、全庁的に見て、公用車を運転するときの安全基準、事故防止マニュアルはあるのか。

○船木庶務課長

これはひとえに、いわゆる道路交通安全法、運行の部分も含めて、しっかりと一時停止であったり、それから注意義務であったりというところは、これはマニュアル以前にしっかりと遵守することが大前提になろうかと思っております。その上で、狭隘な道路だったこともございますが、そういった部分についてはより一層、運転の技術力もあるのかもしれませんけれども、そこについてはやはり区の職員という意識を強く持って、安全確認を含めて、繰り返しになりますけれども、徹底していくことが第一に基本になると考えております。

○まつざわ委員

おっしゃることはよく分かりますけれども、でも、やはり事故は起こってしまう。よりしっかりするには、やはりルールづくり、体制づくりはある程度マニュアル化したほうが良いと思います。要望です。

○つる委員長

さっきの質疑のときにその答弁がなかったので、お願いします。

○船木庶務課長

例えば複数人で庁用車を、運転者以外に付き添いがいた場合には、降車をして、運転士のみならず、同乗した者が降りてしっかりと後方確認をサポートするとか、そういったところも含めて、こういった事故が起きないように、そういった基準等、マニュアルも含めて、事故がないように努めてまいりたいと考えております。

○つる委員長

ほかによろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 令和8年度私立保育園の設置等について

○つる委員長

次に、(2)令和8年度私立保育園の設置等についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○芝野保育入園調整課長

それでは私から、令和8年度私立保育園の設置等についてご説明いたします。Side Booksの資料3-2をご覧ください。

1. 新規開設でございます。令和8年4月1日開設の私立保育園を2園予定してございます。両園とも、市街地再開発事業により大規模な住宅が整備され、新たな保育需要が生じる見込みがあることから、必要な提供体制を確保するものでございます。

1園目が、(1)大崎ここわ保育園です。設置者は株式会社ディアログ。事業内容は記載のとおりで、定員は60名を予定しております。2園目が(2)ほっぺるランド大井町です。設置者は株式会社テノ、コーポレーション。事業内容は記載のとおりで、定員は80名を予定してございます。

次ページをご覧ください。次に、2. 設置者の変更でございます。(1)ソラストえばら保育園から4ページの(6)ソラストむさしこやま保育園までは、現在、株式会社ソラストが運営を行っております。令和8年4月より、子会社の株式会社ソラスト・キッズ・ネクストに新たに運営主体が変更となる関係で、今回報告を行うものでございます。なお、今回の設置者変更では、利用定員、施設、運営体制につきまして、現行から変更はございません。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

まず、後ろの設置者の変更です。これは変更になった理由、背景を伺いたいと思います。

あと、新規開設は、今回、設置者の株式会社ディアログと株式会社テノ、コーポレーションの人件費比率ですとか離職率、保育士の勤続年数を伺います。

併せて、株式会社ディアログは、区内で実施するのは初めてですか。そこを伺いたいのと、そうであれば、他自治体での実績を伺います。今回、見ると、定員60名の中で、1歳から5歳、全部12名で、大体区のものだと年齢によって定員数が変わってくると思うのですが、こうした定員になっているのはどういった理由なのか伺います。

あと、新規園のところ、ここは園庭はあるのでしょうか。確認させていただきたいと思います。

○佐藤保育事業担当課長

まず、設置者の変更についてですが、もともと株式会社ソラストに事業運営をしていただいております。こちらの法人は様々な事業、例えば介護とか、幅広く実施されていた事業者でございました。今回、保育・子育ての環境等が目まぐるしく変化することもあるとあって、迅速に保育事業に対応していきたいという思いから、分社化したと伺っております。

○芝野保育入園調整課長

私からは、新規園2園の状況についてご説明申し上げます。株式会社ディアログと株式会社テノ、コーポレーションの人件費比率等は、申し訳ございません、いずれも数字を持ち合わせておりません。

実績ですが、株式会社ディアログは品川区で初めて民間保育園を運営するということですが、事業実績としては、都内で民間保育園14か所、認証保育所を1か所運営しておりますので、実績は十分あると考えております。

続きまして、定員の考え方でございますが、大崎ここわ保育園、1歳児から5歳児まで各12名でございますが、こちらは近隣の保育需要をしっかりと見まして、この定員で十分運営はかなうということで、事業者と話し合いまして、この定員にさせていただいております。

園庭でございますが、ここわ保育園、ほっぺるランド大井町とも、園庭はございません。近隣の公園を使用する形になります。

○のだて委員

新規園の設置者の人件費とかは分からないということで、ぜひそこは把握していただいて、把握せずに保育の質を担保できるのかというのがあるのですけれども、そこを伺いたと思います。やはり保育士の待遇は保育にも影響してくると思いますので、しっかり把握していただきたいと思います。

あとは、園庭がないということで、今そういう保育園が増えて、公園を探して移動する子どもたち、保育士の方々がいっぱいいる状況になっておりますので、ぜひ外で保育する、遊ぶということも大切だと思うのです。安全性も含めてそうした保育が確保されるように、区としても支援していただけたらと思いますし、ぜひ園庭を設置できるような、園庭を設置する補助もぜひ区としてやっていただきたいと思っています。

○芝野保育入園調整課長

保育の質の担保のご質問でございますが、先ほども申しましたように、株式会社ディアログは都内でしっかりと園を運営しておりますし、株式会社テノ、コーポレーションも区内2か所、東五反田と東品川で運営実績が今ありますので、こちらも踏まえまして、質を十分担保できるだろうと、今回、新規開設を認めることで動いてございます。

○のだて委員

ぜひ保育の質を担保し、よくしていくというところで、保育士の待遇も含めて確認していただいて、区の保育がよくなるようにしていただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

4 その他

○つる委員長

最後に、予定表4、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、文教委員会に係る項目について所管質問をなさりたい委員がいらっしゃる場合は、その基礎となる一般質問の項目と質問内容をこの場でお願いしたいと思います。なお、本会議での質問の繰り返しのならないようお願いいたします。質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っています。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

○高橋（し）委員

まつざわ議員の質問の中で、教員の働き方改革についてありました。その答弁の中に、都教委が出した学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドラインがあるというお話があったと思いますが、これが出されたことによって、現在の品川区内の学校で、特定されなくて結構なのですが、こういう事例はこのガイドラインによってこう解決していこうという、それが教員の働き方改革につながる例を幾つか教えていただければと思います。このガイドラインの、効果、言い方は少しあれですけども、お願いします。

それから2つ目は、それを周知していくお話があったのですけれども、具体的に、特に保護者の方に周知することが大切だと思っていて、学校ももちろんどうするか、それで、品川区教育委員会としていこうと打ち出さないと、学校が保護者から一番「それって何？」という話になるので、教育委員会としてどのようにして周知していくのかをお尋ねします。

それから3つ目は、これは正確か、（仮称）サポートセンターを令和8年度ですか、というお話があったので、それについて、現時点でお答えできる範囲で、どのような事業として、それが教員の様々な働き方をカバーしていくのか教えてください。

3つ、お願いします。

○つる委員長

ほかにいらっしゃいますでしょうか。

○横山委員

私も高橋委員とかぶってしまうのですけれども、一部、周知で、学校・保護者という話があったのですけれども、地域や議会に対してですとか、区内全体、どのように周知していくのかをお聞きしたいと思います。

○つる委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、高橋委員から、まつざわ議員の一般質問の、教員の働き方改革という項目に関連して、学校と家庭の関わり方、東京都から出されたガイドラインの区内の学校での活用事例があれば、幾つか提示いただきたい。その上でガイドラインの効果についても併せてお聞きしたいというものと、2点目として、そのガイドラインの周知に対しては、保護者へしっかりとやっていただきたい。その上で学校の対応という答弁だったと思うが、教育委員会として対応、周知を出さないとなかなか進まないだろうということで、その辺の認識の確認。3点目としては、うろ覚えですが、（仮称）サポートセンターが令和8年度からとあったと思うが、どのような事業で、教員の働き方改革に対するカバーをできるのかということがございました。

併せて、先ほどの高橋しんじ委員の周知に関連して、横山委員から、周知については、保護者のみならず、地域や議会に対しても周知をすべきであると思うけれども、その認識についていかがかということでもございました。

以上でよろしいですか。

○高橋（し）委員

今委員長にご説明いただいたのですけれども、ガイドラインはまだ実際にこれで品川区の学校で何かをしたということは恐らくないと思うので、それが来年度、現実的に、これまで小中学校でこういうことがあったけれども、それはこのガイドラインによってこう解決していきだろうということをお願いします。

○つる委員長

想定ですね。今確認がありました。そうしたガイドラインに基づいて実施していくに際して、どういったことが想定・想起されるかの答弁ということでよろしいでしょうか。それを明日、いただきたいと思います。

以上でよろしいですか。ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

それでは、そのほかにその他で何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会です。

これもちまして文教委員会を閉会いたします。

○午後1時58分閉会